

匿名加工情報の作成及び第三者提供について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報を使用して匿名加工情報※を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

このたび、静岡県市町村職員共済組合では、下記のとおり匿名加工情報を作成し、第三者へ提供させていただきます。

提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、本組合は、保有する個人情報を匿名加工し、加入者の健康の保持増進、生活習慣病予防等のための保健事業のために利用するほか、第三者の他健保に対するベンチマークサービスの提供及び第三者の商品・サービスの充実のために第三者に提供することを目的として利用します。

※匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のことをいいます。

記

1 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- ①性別
- ②生年月
- ③医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）
- ④診療報酬明細書の情報
- ⑤健診・保健指導の情報

2 匿名加工情報の提供情報

セキュリティが担保された電子的な手段または配送サービスを用いて提供